

**令和 5 年 9 月**

**丸亀市農業委員会定例総会**

**議 事 録**

**令和 5 年 9 月 2 0 日開会**

**丸亀市農業委員会**

# 令和 5 年 9 月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和 5 年 9 月 2 0 日（水）午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時 4 0 分

開催場所 丸亀市役所 2 階 2 0 1 ・ 2 0 2 会議室

出席委員 4 3 人

農業委員 1 4 人

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 大西 貴久  | 2 田中 浩信  | 3 尾野 弘季  | 4 内田 久夫  |
| 5 平山 康生  | 6 和泉 弘美  | 7 山根 三枝子 | 8 富田 等   |
|          |          | 11 竹内 章雄 | 12 松永 哲之 |
| 13 竹田 久義 | 14 松永 哲夫 | 15 尾崎 義美 | 16 松下 孝江 |

農地利用最適化推進委員 2 9 人

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 元木 繁雄  | 2 西山 孝   | 3 廣瀬 義文  | 4 一本松 学  |
| 5 齊藤 純子  | 6 坂井 清照  | 7 守家 祥司  | 8 戸張 正典  |
| 9 宮前 千代秋 | 10 山口 好則 | 11 須藤 誠一 | 12 大西 紹  |
| 13 大野 忠志 | 14 高木 久義 | 15 田羅間 勲 | 16 横山 隆一 |
|          | 18 宮武 俊博 | 19 喜來 聖則 | 20 新居 勉  |
| 21 山本 清秀 | 22 深井 正隆 | 23 佐藤 久男 | 24 竹林 隆  |
| 25 古竹 義弘 | 26 村山 雅美 | 27 徳永 善史 | 28 竹林 俊一 |
| 29 山本 敏一 | 30 三谷 孝治 |          |          |

欠席委員 3 人

農業委員 2 人

9 牛田 均 10 小松 和貴子

農地利用最適化推進委員 1 人

17 田中 正隆

## 農業委員会事務局出席者

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 谷本 孝二 |
| 事務局次長 | 大西 良明 |
| 主 査   | 岩崎 正英 |
| 副 主 幹 | 香川 稔  |
| 主 査   | 中山 弘美 |

## その他の出席者

な し

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 地域計画について
2. 令和6年度  
丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見（案）について
3. 農地利用意向調査について
4. その他

### 報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 議案第47号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  |
| 議案第48号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  |
| 議案第49号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  |
| 議案第50号 | 農用地利用集積計画の決定について         |
| 議案第51号 | 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について |
| 議案第52号 | 許可後の事業計画変更申請について         |

### 報告

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 報告第23号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第24号 | 許可後の取消願について             |

●事務局長（谷本孝二君）

皆さんおはようございます。

定刻が参りましたので、ただいまから令和 5 年 9 月の農業委員会定例総会を開会させていただきます。

開催の前に、本日机の上にお配りしております資料の確認でございます。

一つ目、総会の次第です。裏面に定例農家相談会の結果を記載しています。

二つ目。クリアファイルに入った利用意向調査の実施についての書類です。

それと普及センターだよりと農政情報と農家相談の手引きです。

総会の方を始めさせていただきます。

議事進行につきましては、松永会長の方でよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

皆さん、おはようございます。

今日は、彼岸の入りということでございますが、まだ残暑厳しい中、お疲れでございませう。

農家の方も稲刈り等も始まっているところもございませうけれども、今日もまた、議題が十分ございませうので、少し時間がかかるかもしれませんが、十分にご審議をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは座って進行させていただきます。

本日の出席委員さんは 14 名で、過半数の方が出席されておりますので、総会が成立いたしておりますことを報告いたします。

本日の議事録署名委員は、5 番平山委員さんと、6 番和泉委員さんをお願いいたします。

それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼します。農政に関する議題です。

議題 1 といまして地域計画について、議題 2 といまして令和 6 年度、農地等利用の最適化の推進に関する意見（案）について、議題 3 といまして、農地利用意向調査について、議題 4 といまして、その他です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは議題 1 地域計画について、事務局より説明をお願いします。

●事務局長（谷本孝二君）

地域計画についてご説明します。

この後、2 番目の議題の推進に関する意見の中でも記載されていますし、最近、研修会等で地域計画ということ言葉が出てきます。その中で、農業委員さんが地元の集落座談会等に参加するなどということもございますので、今回、22 年度版の地域農業の将来を考えてみませんかというリーフレットとカラー刷りの農地の維持保全のための総合的管理マニュアルをご用意させていただいています。

こちらの資料により、説明をさせていただきます。

地域計画につきましては、地域農業の将来を考えてみませんかのリーフレットを開いていただきますと、令和 5 年 4 月 1 日から人農地プランの名称が地域計画に変わりますということで、地域計画の前段の計画につきましては、人・農地プランという計画が農林水産課の方で策定しています。

地域計画の策定、今までの計画と違うのは 10 年後に目指す地域の農業の利用を地図に明記して、10 年後に地域内の農地を管理するのかということを、地域内での話し合いにより、計画していくということです。

その部分が結構難しいのですが、リーフレットのステップ 1 のところをご覧ください。地域の状況についての聞き取りというのがあります。

令和 5 年 4 月 1 日の改正の農業経営基盤強化促進法で地域計画については規定されたのですが、農家の意向につきましては、農業委員会で 2 年ほど前に農地利用のアンケート調査を実施しましたので、再度アンケート調査をすると、農家の皆さんに負担をかけることから、現在集計が終了している 2 年前のアンケート調査結果をもとに地図の方を作成し、農林水産課へ地図の素案として、今後、提供していくような形で考えています。地元説明会等への参加につきましては、計画の策定が農林水産課の方になりますので、農林水産課で今後会議等を開催する際に、農業委員さんの出席要請がありましたら、事務局の方からご連絡をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

集落でのお話し合いができれば一番いいのですが、担い手等が不足している中で、なかなか前向きなお話ができないことも想定されますので、農林水産課の方で経営者協議会や土地改良区などと協議を進めている中で、今後どういう形で、地元での話し合いをしていくべきか決まっていくと思われますので、今後の進捗状況等につきまして、農業委員・推進委員さんの皆さんにご周知させていただきたいと思います。

地域計画で担い手に位置付けられていないと、基本的に国や県の農業施策がで

きなくなる可能性があります。現在の人・農地プランでは認定農業者や農業法人等を担い手として位置付けをし、計画を作成しているのですが、地域計画では、兼業農家なども含めて計画を策定する形になっています。

計画策定にあたって、注意すべき点があります。

一つ目は、現在、基盤法による相対での契約が出来なくなり、機構法により、農地機構を介した貸借へ変更になります。現在、基盤法で貸借をしている人が令和7年4月以降に更新をする場合、地域計画に計画がなければ、計画を変更しなければ貸借が出来ないということになります。この点については、農業委員会の目標地図の素案の段階で現在貸借の設定がある受け手農家は、すべて担い手農家に位置付けできるように農林水産課と調整をしています。

二つ目に地域計画に位置付けられた農地は、農振除外・農地転用を申請するにあたって計画の変更が必要になり、地域計画に支障が生じる場合などには、許可が出来ないことがあることから、離農を希望されている方のご意向に沿えないような場合も出てくる可能性があります。

このようなことを踏まえた上で、農林水産課の方と現在協議をしているのは、地域の理想とする計画が短期間の中で策定するのは、難しいと考えられるので、現在の担い手の意向や貸借状況を網羅した現況地図に近い形での地域計画をとりあえず策定し、今後、徐々にその計画の中身を充実させていくような形が、いいのではないかと話をしています。計画自身は来年度、令和7年の3月末までに策定しないと農業施策に影響がでてきます。令和6年の12月頃には、計画案が策定されると思いますので、その前段で農業委員会として意見をお聞きするため、定例総会でご審議をいただきますので、よろしくお願いします。

簡単ですが説明とさせていただきます。

#### ●会長（松永哲夫君）

事務局より説明がございました。

いろんな問題があるようでございます。今すぐ、なかなか細かい意見もないでしょうけども何かご質問等ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

#### ●会長（松永哲夫君）

難しいことがあると思いますが、事務局から説明がありましたように当面そういうことがすすめられているということをご理解いただいて、この地域計画については、異議がないものといえます。

この件については、今後ともいろいろな形で報告等があると思いますので、その都度、ご意見いただけたらと思っております。

それでは続きまして、議題 2 番目の令和 6 年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見について、説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。

それでは事前にお送りしています令和 6 年度丸亀市農地等利用の最適化推進に関する意見（案）という資料をご覧ください。

農業委員会の主要な業務の一つに、改善意見とか意見提出とか、通常そう呼んでいるものがございます。

毎年 5 月頃に委員の皆様、地域の農業の問題点や、困ってることは何かとか、またそれを解決するためには、どういう策を講じる必要があるかなど、様々な意見を提出していただいております。

それらの意見を取りまとめて、県に対しては、7 月頃の総会で審議し、また市に対しては、この 9 月の総会で審議し、次年度予算編成前にそれぞれ提出しています。

今回は、前期の委員さんに提出いただいた意見をもとにしまして、事務局の意見を加えて、9 月 6 日の役員会で協議し、ご覧のように取りまとめました。

ですので、現在の新しい委員さんには、来年の 4 月か 5 月ぐらいに意見提出いただきますので、今回は前委員さんの意見としてご理解いただけたらと思います。

この意見書につきまして、本日承認をいただけたら、来月の総会終了後に市長及び市議会議長に提出する予定です。

内容についてですが、農業委員会の 3 業務、プラスその他の計 4 項目に分けています。簡単に説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただいて、1 ページをご覧ください。前書きの方は、時間の関係で割愛させていただきます。

2 ページの 1 担い手の育成、担い手への農地利用の集積集約化についてです。

ここでは先ほど局長の方から説明ありました地域計画に関する意見になります。

地域計画という言葉が、研修会等でもたくさん出てくるようになっていますが、その中で農業委員が中心となって作成する目標地図について、2 点要望をしています。

(1) 目標値の作成にあたっては農業委員会のほか、各農業関係機関が横断的連携で一体となって進めていくために、県がリーダーシップを発揮して、行動計画の作成や課題の解決など、きめ細やかな支援を要請されたい。

(2) 借受余力が限界に達しつつある中、農地を貸したいと希望する方は今後も増える一方です。

10 年先の農地利用を見据えた目標地図の作成は、極めて困難なものとなりま

す。

集積より、集約化に重点を置いて、目標地図の作成とその実現が担い手の農業経営効率化につながるものになるよう支援されたい。

3 ページをお開きください。

2 遊休農地等の発生防止・解消についてです。

農業委員会が毎年行う農地利用状況調査について、遊休農地と判定された農地の地権者に利用意向調査を実施していますが、この利用意向調査については、後程説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用したいと意思表示があった農地を農地機構に通知しても、ほぼすべて農地中間管理権を取得する基準に適合しないとの回答で、集積・集約は進めない。

一方で、農業従事者の高齢化、後継者不足が深刻していく中、今後、ますます遊休農地の増加が懸念されており、農業用の利用が困難な農地の多様な利用のあり方について検討していく必要がある。

そこで以下の、項目を要望いたします。

(1)農地機構が、単に遊休農地であることや地域に受け手がいないことをもって、借受基準に適合しないと判断されることがないように、中間管理機能を強化する等、措置を講じ、遊休農地を含めた集積・集約化が図られるよう、国や県へ要請されたい。

(2)農地としての利用、あるいは維持が困難な農地の場合の対処として、粗放的管理法による地域での農地保全の取り組みの促進に向けて、理解の醸成を図られたい。

粗放的管理については、これまでも景観作物の種子の提供などをされているようですが、まだ全然普及されていないような現状です。

農地を地域共通の財産として、地域全体で持っていく共同活動の一つとして、農地の保全について支援いただきたい。

農業委員会も含めて取り組む課題だと思われます。

4 ページをお開きください。

3 農業への新規参入等の促進についてです。

農業従事者の高齢化・減少が進行していく中、新規就農者の確保と育成は農政の最重要課題であります。

耕作者不足より、遊休農地のさらなる拡大が懸念されることから、認定農業者等核となる担い手の他、農業を担う者を積極的に広く取り込み、地域の継続的な農地利用を進める必要があります。

そこで、以下の項目を用意いたします。

(1)認定農業者等の専業従事者以外に、農業を担う者への支援のあり方を明確にし、補助事業の実施について検討する等、新規就農の契機となる対策を講じられ

たい。

5 ページをお開きください。

4 その他としていたしまして、丸亀市の農業を将来に渡り維持発展させるため、様々な障害の克服や新たな試みが必要になるということで、以下の3点を要望いたします。

(1)有害鳥獣の被害抑制に対しては、毎年着実な取り組みがなされ、確実に効果が上がっていると思われます。

引き続き、効果的な防御及び捕獲対策を実施されるとともに、今後は、ICT機器、例えばアラート機能であるとか、遠隔監視装置などを活用した先進的な取り組みの普及促進並びに購入助成支援の可能性について調査研究を進められたい。

(2)これまでも主食用米の生産臨時支援金や、農業用肥料の価格高騰対策支援事業補助金等で、急激な農業経営環境の悪化に対する支援をいただいておりますが、生産経費の増加が長期化する懸念があることから、食料の安定供給を図るため、農業者所得の減少に応じた、的確な農家支援を継続されたい。

(3)低迷する日本の食料自給率を向上させるためには、生産者の努力だけでは達成できるものではなく、消費者の理解と協力が不可欠です。

農業体験学習や出前講座などのイベントを企画開催するなど、消費者が農業農村を知り触れる機会を設けることで、食農に対する意識改革に取り組み、地産地消等の推進を図られたいといったものです。

このような改善意見の内容となっております。以上です。

●会長（松永哲夫君）

事務局より説明がございました。

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは特にないようです。

この意見書につきましては、来月の総会後に、私と両副会長、事務局において、市長と市議会正副議長さんに提出するものといたします。

続きまして、議題3の農地利用意向調査について説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、本日お手元にお配りしております、利用意向調査について説明させていただきます。

まず、利用意向調査は基本的に、推進委員さんをお願いしております。

今回調査をお願いするのは、15名の推進委員の方で、机の上に調査資料一式を置いております。

15名の委員さんは、西山委員さん、一本松委員さん、齋藤委員さん、守家委員さん、戸張委員さん、宮前委員さん、須藤委員さん、高木委員さん、田羅間委員さん、横山委員さん、田中委員さん、宮武委員さん、喜來委員さん、新居委員さん、村山委員さんの15名です。

農業委員さんを含めまして調査が当たってない推進委員の皆様には、見本をお配りしておりますので、一緒にこのような調査であることをお聞きいただけたらと思います。

まず、一枚目に全員にお配りしております利用意向調査の実施についてという資料をご覧ください。

ここで、最初に書いておりますが、利用意向調査とは、農地パトロールで遊休農地と判定した農地の所有者等に対して今後の農地利用の計画をお聞きするものです。

農地パトロールについては、前期委員さんが今年の4月から6月にかけて実施いただきました。その調査結果をもとに、これから利用意向調査を行います。

今回、利用意向調査で遊休農地と判定された農地のうち、81筆、52,693㎡、46名の地権者に対して調査を行います。

次に配布資料の確認、別紙添付と書いています。

アからオまで、利用意向調査《委員用》、意向調査書（調査対象者にお渡しするもの）、農地における利用の意向について（回答、後に改修するもの）で封筒が数枚、農業委員会活動記録簿とアイウエオとこの順番につけております。

調査が当たっていない委員には、イの意向調査書とウの回答書の2枚を添付しています。

次に利用意向調査の流れと、書いています。

1、初めに該当農地の現地を確認します。次、2枚目の令和5年度利用意向調査委員用を一緒にご覧いただけたらと思います。

まずA、耕作・管理、現地がされている場合は、その旨を再調査結果欄に、記入いただきます。

耕作・管理されていれば、その時点で調査は終了です。

次B、遊休農地のままである。雑草繁茂状態のままであるということだと、その旨を、調査票の右の空欄に書いていただいて、次に所有者宅を訪問ということで、2に移ります。

2、イとウを持って所有者宅を訪問します。

イ調査書とウ利用意向調査の回答書をもって、所有者宅訪問します。

所有者宅は、住所を記載していますが、お渡ししておりますゼンリンの地図を参照に尋ねていただけたらと思います。

イとウの調査書と回答書をあわせてご覧ください。

調査書は、ホッチキス止めにしています。

3、筆の詳細を含めて、相手にお渡しいただけたらと思います。

クリップの最後につけているのは回答書で、こちらの方に、住所と氏名、電話番号を書いていただき、はんこのマークが入っていますが、自筆なら押印省略となっておりますので、はんこはどちらでも結構です。

利用意向の選択肢1から4までのいずれかを、この空欄に数字を記入していただくということになります。

①該当農地について、農地中間管理機構が行う中間管理事業を利用します。

これが1番になりますが、注意点が3つほどあります。

- ・農振地域でないと希望できません。
- ・機構に登録ができて借受者が決まるまでは、自分で管理しなければなりません。
- ・機構に貸し付けを希望しても、借り受け基準に適合しない場合には、借りてくれません。

②該当農地について、自ら所有権の移転または賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定、もしくは移転を行います。ということで、自分で貸すとか借りるとか、近いうちに転用が決まっている場合には②に該当します。

③自ら耕作します。これは、草刈管理、保全管理もあわせて含みます。

シルバーに草刈を依頼する場合も、③の自ら耕作管理するになります。

④その他。その他の何か決まっていることがあれば、詳しく書いていただく。

以上が、相手にお渡しする調査書と回答書の説明になります。

一番頭の利用意向調査の実施についてという説明書きの裏をめくって下さい。

ここに留意事項、いくつか書いております。

相手にお渡しする調査書の3のところでも書いていますけれども、自作すると意思表示をしたのに、その通りにされてない場合などに協議の勧告とか、難しいことを書いておりますが、要は、農地の適正管理は、所有者の責務として、責任を持ってお願いしますと、いうことをお伝えいただけたらと思います。

それと、これまで意向調査をした方の中に、所有者からよく言われるのは、機構を利用したいと表明しても、機構は借りてくれないじゃないかとか。

そんなことをよくおっしゃられますけれども、農地機構の借受基準というのは年々見直されておりますので、この利用意向調査は毎年行うということが義務づけられておりますので、その辺のところを説明していただけたらと思います。

それともう一つのところですが、原則、面談による調査をお願いいたします。

対面で聞き取りしながら、調査をしていただけたらと思います。

やむを得ず不在通知をされるときには、封筒を数枚つけておりますので、その封筒に回収に来ますと言添えて、ポストに投函する時に封筒をお使い下さい。

また、住所地に住んでないとか、空き地であるとか、常時不在の場合は事務局にご相談ください。

説明書きの続きですけれども、調査書と回答書の提出につきまして、提出期限が令和5年10月31日の火曜日まで、10月末までとなっております。

提出は、事務局か綾歌・飯山市民総合センターもしくは10月の定例総会の時に、事務局の方にお出してください。

その他の注意事項、調査実施時は、名札とか帽子とかを着用して、農業委員会の活動と分かるような形でお願いします。

意向調査は、農地利用最適化業務に該当しますので加算報酬の対象になります。加算報酬の用紙を数枚つけておりますので、回答書調査書と一緒に提出してください。

それと紫色の活動記録セット、こちらにも活動対象になりますので、あわせてお書きください。

活動保険に加入しておりますが、活動中のけがには十分ご注意ください。

新型コロナウイルス対策も各自で対応をよろしくお願いします。

以上、利用意向調査の説明でした。

また、何かわからなければ何でもお問い合わせいただけたらと思います。

以上です。

●会長（松永哲夫君）

意向調査について説明がありましたが、特に今年、推進15名の推進員さんにお問い合わせということですので、内容等わからないとかありましたらどうぞお尋ねください。

また、細かい点につきましては、事務局の方へお尋ねいただいて、意向調査の実施についてよろしくお願いをいたしたいと思います。

その他の議題はありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告連絡事項に移ります。

報告1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

定例農家相談の開催結果についてですが、次第の裏面をご覧ください。

飯山市民総合センター開催分につきましては、8月28日月曜日に竹田委員の

担当で、本庁開催分につきましては、9月5日火曜日、田中委員の担当で、綾歌市民総合センター開催分につきましては、9月11日月曜日、小松委員の担当で、午前9時から午前11時まで行い、市役所本庁開催時と綾歌市民総合センター開催時にそれぞれ1件の相談がありました。

本庁開催時の相談内容は、農地を所有しているが、農業法人もなく借り手もないので保全管理しかできなくなった。

周辺は、宅地化が進み、少人数での水管理など非常に農業をしにくい環境になってしまった。

農道・農地の草刈りができていないところが多く見受けられ、今後は農地を維持していくことが難しくなるだろう。

相談者も後継者がなく、いずれは農地を処分しないといけない時期が来と思うが現時点では希望に見合わない。との相談でした。

回答としましては、用途地域内での営農維持は、非農家との折り合い等、大変難しいと理解できる。

農業委員会としては、農地を有効利用し、農地利用の最適化を図るため、様々な活動をしているが、農業廃止を機に宅地転用等、農業用以外の活用を検討することは、土地所有者の意思で判断されるのでやむを得ないとお伝えしました。

次に綾歌市民総合センター開催時の相談内容は、

1つ目として、農地の法面や水路の除草について

2つ目として、令和3年8月に農地改良による届出書を提出しているが、期間が長いので一時転用の申請が必要でないのか。

3つ目として、地域計画のエリアについて、小学校区でなく、狭い範囲で話し合いを進めてほしい。

以上3つの内容でした。

回答といたしまして、1つ目については、現地を確認し、所有者に除草依頼をする旨をお伝えしました。

2つ目については、7筆のうち1筆は、令和7月に完了し、残りの農地については、令和5年12月までに完了する予定であることをお伝えしました。

3つ目については、本庁事務局を通じ、計画策定の主管課である農林水産課に農業者より要望があった旨を報告するとお伝えしました。

次回の農家相談につきましては、飯山市民総合センター開催分につきましては、9月27日水曜日、尾崎委員の担当で、市役所本庁開催分につきましては、10月5日木曜日、内田委員の担当で、綾歌市民総合センター開催分は10月10日月曜日、竹内副会長の担当で、それぞれ午前9時から午前11時までの受付となっています。

農家相談の手引きをお持ちになって、相談会に出席ください。

よろしくお願いします。

以上です。

●会長（松永哲夫君）

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご意見等もないようです。その他報告事項は、ありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

その他の報告は、ないようですので、農地に関する議題に移りたいと思います。  
本日提案の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（谷本孝二君）

議案第４７号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議案第４８号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について

議案第４９号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第５０号 農地利用集積計画の決定について

議案第５１号 農地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

議案第５２号 許可後の事業計画変更申請について

報告事項といたしまして、

報告第２３号 農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報告第２４号 許可後の取消願について

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第４７号農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを  
議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の１ページをご覧ください。

位置図と一緒にご審議よろしくをお願いします。

議案第４７号農地法第３条第１項の規定による許可申請についてです。

案件は7件です。

1 番、中津町・・・面積 292 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2 番、柞原町・・・面積 66 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3 番、綾歌町岡田上・・・面積 1,211 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4 番、綾歌町岡田東・・・面積 89 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

5 番、綾歌町富熊・・・面積 463 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2 ページをお開きください。

6 番、飯山町西坂元・・・面積 770 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

7 番、飯山町川原・・・面積 425 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上7件、申請があつた案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部利用効率要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定等により、全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は、適用されないため、許可相当と考

えています。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

●推進委員（竹林俊一君）

7番目の案件ですが、農地への進入路がない。

・・・の宅地からだと進入できる。

●事務局長（谷本孝二君）

・・・の宅地部分も今回の譲受人が購入しているので、農地への進入路は確保できます。

●会長（松永哲夫君）

竹林委員よろしいですか。

●推進委員（竹林俊一君）

はい。

●会長（松永哲夫君）

ほかにご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から7番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請について7件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第４８号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

３ページをお開きください。

議案第４８号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてです。

案件は２件です。

１番、前塩屋町一丁目・・・面積 932 ㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和５４年頃に駐車場として造成し、現在まで利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き貸駐車場として利用するものです。

申請地は、準工業地域の指定がされ、第３種農地に区分されます。

２番、土器町西五丁目・・・面積 427 ㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和５８年頃に駐車場として造成し、現在まで利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き貸駐車場として利用するものです。

申請地は、第１種住居地域の指定がされ、第３種農地に区分されます。

以上２件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第４８号農地法第４条第１項の規定による許可申請について、整理番号１番から２番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第４８号農地法第４条第１項の規定による許可申請２件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

次に、議案第４９号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

４ページをお開きください。

議案第４９号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてです。

案件は９件です。

１番、今津町・・・面積 529 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅２棟の建築整備を図るものです。申請地は、第１種中高層住居専用地域の指定がされ、第３種農地に区分されます。

２番、今津町・・・面積 539 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅２棟の建築整備を図るものです。申請地は、第１種中高層住居専用地域の指定がされ、第３種農地に区分されます。

５ページをお開きください。

３番、金倉町・・・面積 496 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅１棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

４番、飯野町東分・・・面積 1,292 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、車両置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

５番、広島町茂浦・・・面積 270 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地拡張整備を図るものです。

なお、申請地の一部において、昭和５０年ごろ造成し、隣接する宅地と一体利

用していましたが、今回の申請をもって合わせて無断転用の解消を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、前塩屋町一丁目・・・面積 42 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この申請地は、昭和54年頃に駐車場として造成し、現在まで利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るため、所有権移転を行い引き続き貸駐車場として利用するものです。

申請地は、準工業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

6ページをお開きください。

7番、土器町西五丁目・・・面積 66 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

8番、綾歌町岡田西・・・面積 43 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この申請地は、令和3年12月頃、周辺で分譲住宅地を造成した際、ごみ置き場用地として造成整備し現在まで利用してきました。

今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るため、所有権移転を行い引き続きごみ置き場として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯山町真時・・・面積 1,033 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上9件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。

ご審議、よろしくお願いします。

## ●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第４９号農地法第５条第１項の規定による許可申請について、整理番号１番から９番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第４９号農地法第５条第１項の規定による許可申請９件は、原案のとおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第５０号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、７ページをお開きください。

議案第５０号農用地利用集積計画の決定についてです。

７ページから２３ページにかけて記載しています。

申請件数はあわせて３１件、筆数６７筆、面積５９，１３２．００㎡

詳細は表のとおりです。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

只今の説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようですので、議案第５０号農用地利用集積計画の決定について、３１件の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

続きまして、議案第51号農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、24ページをお開きください。

議案第51号農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてです。

詳細は24ページに記載のとおりで、農地機構から認定農業者等への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

只今の説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、

議案第51号農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、1件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

次に、議案第52号許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは25ページをお開きください。

議案第52号許可後の事業計画変更申請についてです。

案件は1件です。

1番、飯野町東分・・・面積2,828.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年9月9日、分譲住宅12棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第52号許可後の事業計画変更申請について整理番号1番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。

報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第22号 許可後の取消願については、

一括して、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは26ページをお開きください。

報告第23号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

報告は2件です。

1番、田村町・・・面積3,704.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年9月14日、相続により農地を取得したものです。

委員会による斡旋等の希望はございません。

2番、飯山町東坂元・・・面積6,123.00㎡【議案読み上げ】

27ページにかけてになりますが、平成26年5月9日、相続により農地を取得したものです。

委員会による斡旋等の希望はございません。

それでは28ページをお開きください。

報告第24号許可後の取消願についてです。

報告は1件です。

1番、三条町・・・面積232.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年12月13日に、分譲住宅1棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条第1項の規定により、所有権移転の許可を受けておりますが、契約の解除のため、農地法5条の規定による許可の取消願を行うものです。

報告は、以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項について、ご質問等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項を終わります。

以上で、９月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもって閉会といたします。

(午前１０時４０分終了)